

公費負担医療の見直し

障害に係る公費負担医療制度の再編について

<現 行>

精神通院医療
(精神保健福祉法)

更生医療
(身体障害者福祉法)

育成医療
(児童福祉法)

平成十八年四月に新体系に移行

<見直し後>

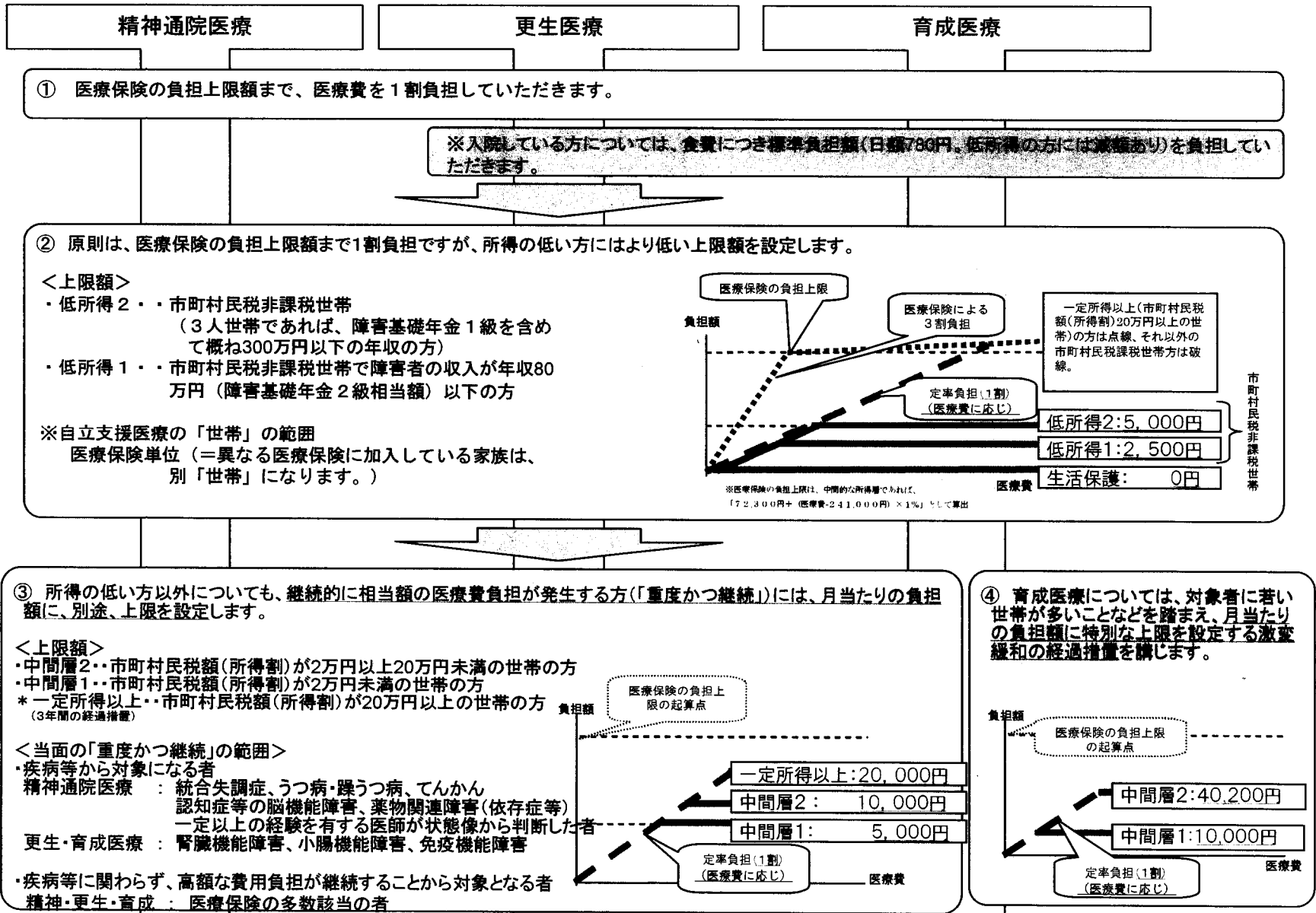
自立支援医療費制度

- ・支給認定の手續を共通化
- ・利用者負担の仕組みを共通化
- ・指定医療機関制度の導入

・医療の内容や、支給認定の実施主体(※)については、現行どおり

※ 精神、育成 → 都道府県
更生 → 市町村

あなたの負担はこうなります(自立支援医療)



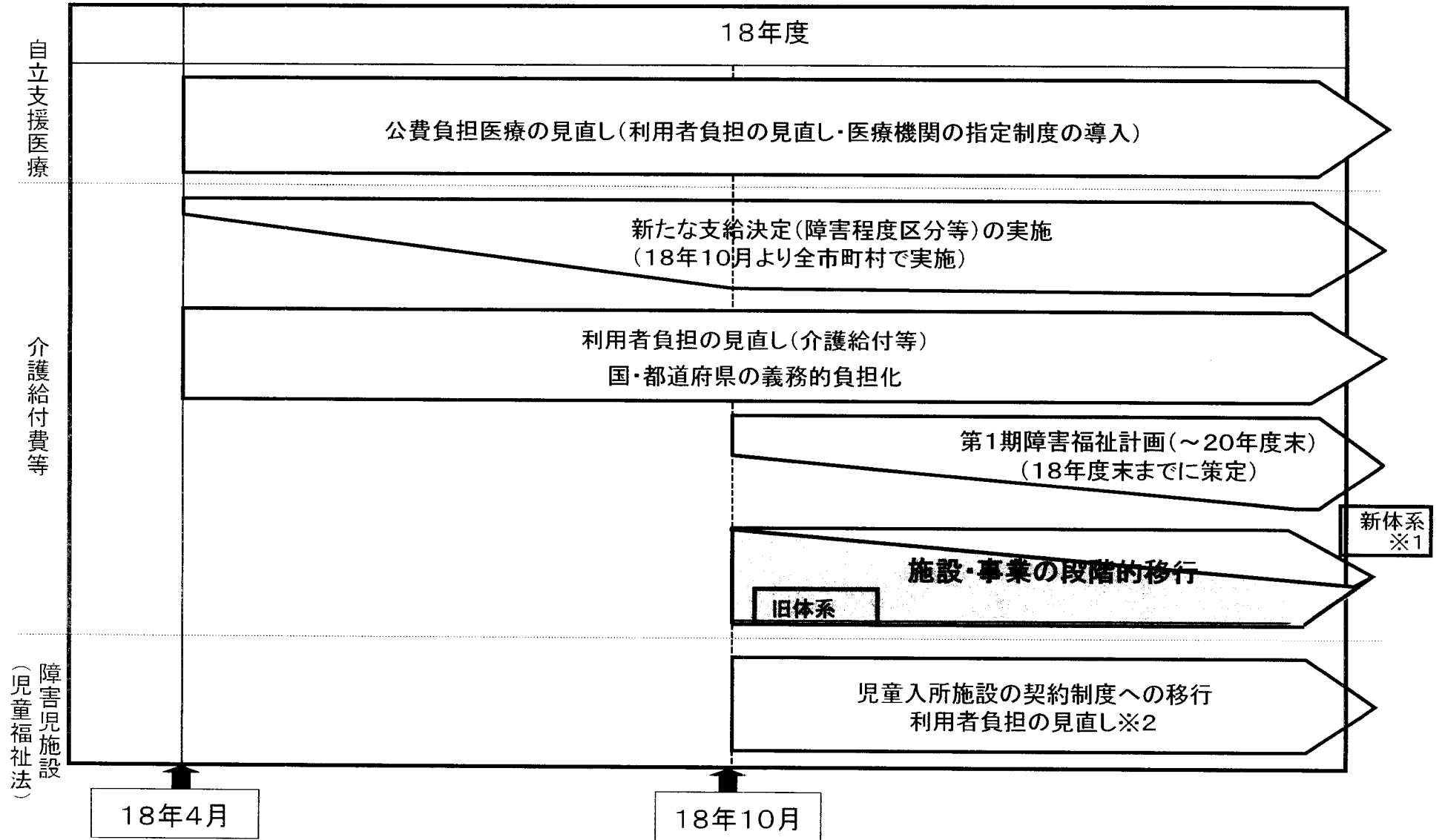
医療費

原則は定率1割負担ですが、医療保険の自己負担限度額と同額が上限になります。加えて、所得の低い方も、継続的に相当額の医療費負担が生じる方には更に低い上限を設定します。

※ この資料は、18年4月時点での利用者負担及び軽減措置を記載したものであり、3年後に障害者自立支援法全体の見直しを行う際に、利用者負担についても、併せて見直しを行います。

施行スケジュール等

障害者自立支援法の施行スケジュール



※1 施行後概ね5年間(平成24年3月末までの政令で定める日までの間)で移行。

※2 児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年後の施行を目途に3年以内に結論を得る。

障害者自立支援法の施行に向けた当面のスケジュール（主なもの）

○国提示 ・市町村等の対応

区分	17年	18年			
	12月	1月	2月	3月	4月以降
利用者負担の見直し （福祉サービス、自立支援医療）	・利用者への周知・説明、負担額の見直し手続、利用者負担上限月額の設定等				（施行）
障害程度区分・ ケアマネジメント	○障害程度区分の提示	○1次判定ソフトのインターフェース提示 ○相談支援事業者の指定の考え方の提示	○1次判定ソフトの配布	・市町村審査会委員定数条例制定 ○相談支援事業者の指定運営基準・報酬告示	・準備支給決定（～9月） （申請受付、認定調査、市町村審査会、支給決定） ・指定相談支援事業者の準備指定（～9月）
基準・報酬 （旧体系・新体系）	○基本的な考え方の提示	○サービスごとの基準に関する考え方の提示（旧体系）	○同左（新体系） ○指定運営基準・報酬告示案	○指定運営基準・報酬告示	（旧体系の見直しの施行） ・新体系サービスに係る事業者の準備指定（～9月）
地域生活支援事業	○基本的な考え方の提示（補助金の配分方法等）	○実施要綱案の提示		○実施要綱の通知	○交付要綱の通知
障害福祉計画	○基本的な考え方の提示		○基本指針素案の提示	○基本指針の告示	・施設・事業所の移行希望確認（4月～）
支払システム	18年4月施行分		○システムインターフェース仕様書	○サービスコード表	
	18年10月施行分		○事務処理システム標準仕様		○システムインターフェース仕様書 ○サービスコード表（5月） ・市町村システムの開発（18年度中）
政省令	18年4月施行分		○政令・省令の公布		
	18年10月施行分			○パブリックコメントの実施	○政令・省令の公布
全国課長会議・部局長会議	○障害程度区分 ○サービス内容 ○地域生活支援事業（補助金の配分方法等） ○障害福祉計画 ○18年度予算案	○地域生活支援事業の実施要綱案 ○指定・報酬基準の考え方 ○相談支援事業者の指定の考え方		○地域生活支援事業の実施要綱 ○指定運営基準・報酬告示案 ○基本指針告示案・移行希望確認 ○政省令案	4月以降も随時実施